

(改正後全文)

社援発第 0331021 号
平成 17 年 3 月 31 日

第 1 次改正、第 2 次改正
第 3 次改正、第 4 次改正
第 5 次改正、第 6 次改正
第 7 次改正、第 8 次改正
第 9 次改正、第 10 次改正

省 略

第 1 1 次 改 正
社援 0 5 1 5 第 2 号
平成 25 年 5 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

セーフティネット支援対策等事業の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることができるよう、今般、既存の要援護者への自立・就労支援等を目的とする事業を統合・再編し、別紙のとおり「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い「福祉施設経営指導事業の実施について」（平成 2 年 7 月 31 日社施第 104 号本職通知）、「都道府県福祉人材センター運営事業の実施について」（平成 6 年 3 月 24 日社援施第 55 号本職通知）、「地域福祉推進事業の実施について」（平成 13 年 8 月 10 日社援発第 1391 号本職通知）及び「ホームレス対策事業の実施について」（平成 15 年 12 月 4 日社援発第 1204001 号本職通知）は廃止する。

(別紙)

セーフティネット支援対策等事業実施要綱

1 目的

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉協議会（以下「社協」という。）等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

(2) 生活保護適正実施推進事業

生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化、町村福祉事務所の設置に対する支援等、各種適正化の取組を推進する事業。

(3) 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

ア 地域福祉基盤整備事業

(ア) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員が要援護者に対して行う訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進するため、必要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(イ) 福祉人材確保推進事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保重点事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士等修学資金貸付事業

質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、都道府県又は都道府県から委託を受けた都道府県社協が「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知）に基づき、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付ける事業。

(ウ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。

(エ) 都道府県喀痰吸引等研修事業

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するための研修を行う事業。

(オ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県又は市が社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する指導監査。

(カ) 社会福祉法人新会計基準研修事業

社会福祉法人の会計担当職員及び監事等を対象に、新会計基準の基本的な考え方、その取扱いなど、適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させる研修を行う事業。

(キ) 消費生活協同組合指導監督事業

都道府県が行う消費生活協同組合（生協）の検査について、事業の健全性確保及び組合員の保護を図るため、検討委員会の開催や検査員の資質を向上させる事業を実施し、生協に対する指導監督の充実強化を図る事業。

(ク) 災害救助対策等事業

a 災害救助対策事業

都道府県が管内市区町村に対して、災害救助関係職員を対象とした災害救助に関する実務的な研修等の実施や地域住民に対して広報・啓発等を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図る基盤整備を行う事業。

b 国民保護（救援）関連対策事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県及び指定都市が、管内市区町村が国民保護計画等を作成する上で、参考となる救援マニュアルの作成等を行う事業。

イ 地域福祉支援事業

(ア) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯が地域において安定した生活を送れるようにするため、低所得者世帯等に対して必要な援助指導及び資金の貸付等を行う事業。

(イ) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

ウ 地域福祉等推進特別支援事業

「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組、に対する支援を行う事業。

エ 安心生活基盤構築事業

住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施し、さらに、分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する事業及び認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業。

オ 地域資源・人材育成支援事業

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備する事業。

また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する事業。

カ ひきこもり対策推進事業

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

キ 地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等、と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る。

(4) 社会的包摂・「絆」再生事業

ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業及び、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図る事業。

(5) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを図る事業。

(6) 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

イ 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

ウ 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外にあったため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活が送れるよう支援する事業。

エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活等の支援を行う事業。

オ 支援給付適正実施推進事業

支援給付の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進することを目的とする。

(7) 寄り添い型相談支援事業

生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業。

4. 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「生活福祉資金貸付事業」及び「寄り添い型相談支援事業」を除く。

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添1）

(2) 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添2）

(3) 地域福祉増進事業

- ア 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添 3）
- イ 福祉人材確保重点事業実施要領（別添 4）
- ウ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（別添 5）
- エ 都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領（別添 6）
- オ 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 7）
- カ 社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領（別添 8）
- キ 消費生活協同組合指導監督事業実施要領（別添 9）
- ク 災害救助対策等事業実施要領（別添 10）
- ケ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 11）
- コ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添 12）
- サ 安心生活基盤構築事業（別添 13）
- シ 地域資源・人材育成支援事業（別添 14）
- ス ひきこもり対策推進事業実施要領（別添 15）
- セ 地域生活定着促進事業実施要領（別添 16）

(4) 社会的包摂・「絆」再生事業実施要領（別添 17）

(5) 生活困窮者自立促進支援モデル事業（別添 18）

(6) 中国残留邦人等地域生活支援事業

- ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 19）
- イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 20）
- ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 21）
- エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 22）
- オ 支援給付適正実施推進事業実施要領（別添 23）

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

（別添 1）

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。ただし、3（9）の事業については、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、市区町村長が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等も実施主体とすることができる。なお、実施主体が適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 就労支援事業

就労支援員、キャリアカウンセラー等を確保し、就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図る。

(2) 就労意欲喚起等支援事業

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を行うことで既存の就労支援策へスムーズにつなげるとともに、既存の施策による就労支援が難しい被保護者に対しては、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までの総合的な支援を行い、被保護者に対する就労支援策の更なる充実を図る。

(3) 精神障害者等退院促進事業

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士（生活保護精神障害者退院推進員）等を確保し、退院までの課題分析、患者・家族との相談、退院先の確保・調整等を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する。

(4) 健康管理支援事業

保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を

有する者を確保し、日常生活の健康管理が困難な者に計画的かつ重点的に保健指導を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る。

(5) 健康診査及び保健指導活用推進事業

指定都市、中核市又は市区町村の健康増進部局が健康増進法に基づき、被保護者等に対する健康診査及び保健指導を計画的かつ重点的に実施する場合に、生活保護担当部局において積極的に連携・協力し、被保護者の生活習慣病の予防・改善を図る。

(6) 稼働能力判定会議設置事業

複数の専門的知識のある者で構成する稼働能力判定会議を設置し、稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行い、就労支援の充実を図る。

(7) 自立支援業務に関する研修事業

被保護者の自立を支援するために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修を実施することにより、福祉事務所職員の専門性の向上を図る。

(8) 社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」（平成23年3月31日社援保発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、NPO法人、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯等の子どもの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

(9) 居宅生活移行支援事業

「居宅生活移行支援事業の実施について」（平成23年3月31日社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立・就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。

(10) 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）

「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）」（平成24年4月5日社援保発0405第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、生活保護受給者及び生活保護に至る可能性のある者を対象に、日常生活習慣の改善、就労のための基礎技能習得、個別求人開拓等を総合的に実施する事業。

(11) 居住の安定確保支援事業

「居住の安定確保支援事業」（平成25年5月15日社援保発0515第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。

(12) その他自立支援プログラム実施体制整備事業

上記（1）から（11）までの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。

(別添2)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化、町村福祉事務所の設置に対する支援等、各種適正化の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体

(1) 生活保護法施行事務監査等事業

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。

(2) 生活保護適正化事業

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。ただし、生活保護特別指導監査事業については、都道府県又は指定都市とし、町村福祉事務所設置推進支援事業については、都道府県又は町村とする。

3 事業内容

(1) 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が生活保護法第23条第1項に基づき実施する生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が法第44条第1項に基づき実施する保護施設に対する指導監査、法第54条第1項に基づき実施する指定医療機関に対する指導・検査、法第54条の2に基づき実施する指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

(2) 生活保護適正化事業

ア 生活保護特別指導監査事業

一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討を行い、併せて新たな指導監査手法を確立することにより、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

イ 診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は嘱託職員の雇用等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図ると

もに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

ウ 医療扶助適正実施推進事業

後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、福祉事務所に医療扶助相談・指導員を配置すること等により、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行うなど医療扶助の適正化を図る。

エ 居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る。

オ 認定等事務適正化事業

(ア) 収入資産状況把握等充実事業

収入申告書の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

(イ) 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。

(ウ) 体制整備強化事業

面接相談等業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

カ 警察との連携協力体制強化事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換、行政対象暴力に関する研修等を開催すること等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

キ 関係職員等研修・啓発事業

所内研修の実施や各種研修会への参加等により、生活保護関係職員の資質向上を図る。

ク 業務効率化事業

ITを活用することにより生活保護業務の効率化を図る事業。

ケ 町村福祉事務所設置推進支援事業

生活保護受給者を含む要援護者の自立した生活を地域で支えるため、

都道府県福祉事務所における生活保護等の事務の、町村への移行に取り組む自治体を支援する。

(ア) 都道府県事業

福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて設置する町村へ都道府県が支援する事業。

(イ) 町村事業

福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて設置する町村が実施する事業。

コ その他適正化事業

上記アからケまでの事業以外で生活保護をはじめとする社会福祉行政の適正化に資する事業。

4 その他

- (1) 上記3(2)アの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事前準備

- (ア) 当該事業の対象となる福祉事務所の選定に当たっては、前年度の監査において、実施水準が低いなど、特に重点的に指導が必要な福祉事務所を選定すること。
- (イ) 当該福祉事務所の現状及び課題について事前検討を行い、重点的着眼点を策定すること。
- (ウ) 監査体制については、重点的着眼点に応じ、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めること。

イ 一般指導監査

- (ア) 検討対象ケースを選定する上では、あらかじめ策定した重点着眼点を踏まえること。
- (イ) (ア)によるケース検討の結果、是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。
- (ウ) 一般指導監査終了後、当該福祉事務所の抱えている問題点の分析及びその改善方策について、組織的に検討するとともに、特別指導、確認監査の方針を決定すること。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)以外の事項については、生活保護法施行事務監査の例により行うこと。

ウ 特別指導

一般指導監査終了後、当該福祉事務所の問題事項にかかる対応状況の把握及び指導のため、ヒアリング、巡回指導等の特別指導を実施すること。

エ 確認監査

確認監査は、ケース指導台帳に登載したケース及びその他の問題点の是正状況等の確認を行うため、一般指導監査終了後6か月以上経過した後に実施すること。

この場合、是正点の改善状況は一般指導監査の是正結果報告を確認監査実施前に徴し、これに基づき実施すること。

なお、確認監査後においても必要があれば、再度特別指導を行うこと。

オ 実施後の措置

上記アからエの一連の取組の後、指導監査手法の検討を行い、より適切な指導監査手法を確立すること。

カ その他

- (ア) 本事業の実施計画及び実施結果報告については、別途通知に基づく様式により報告すること。
- (イ) この監査を行う福祉事務所については、生活保護法施行事務監査は実施しないこととして差し支えないこと。
- (ウ) 本事業は、原則として当該年度中に完了するよう計画し、実施すること。

- (2) 上記3(2)イの「診療報酬明細書点検等事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 診療報酬明細書の資格審査、内容点検(単月・縦覧)は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。

イ 事業の実施に当たっては、四半期ごとに点検ごとの「対象件数」、「点検件数」を厚生労働省に報告すること。

- (3) 上記3(2)クの「町村福祉事務所設置推進支援事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 本事業の実施に当たり、都道府県と町村は十分な協力と連携を図ること。

イ 本事業は、福祉事務所を設置する日の属する年度及びその前年度に実施するものとする。

(別添 3)

民生委員・児童委員研修事業実施要領

1 目的

本事業は、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県社協、指定都市社協、社会福祉法人又はNPO法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる方法等により民生委員・児童委員の研修を行う。

- (1) 単位民生委員・児童委員協議会会長を対象にした、単位民生委員・児童委員協議会会長として必要な指導力を修得させるための研修
- (2) 中堅(2期目以上)の民生委員・児童委員を対象にした、相談援助活動等を行う上で必要な活動力を修得させるための研修
- (3) 新任の民生委員・児童委員を対象にした、相談援助活動等を行う上で必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修

4 事業の実施

- (1) 研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するよう留意すること。
- (2) すべての民生委員・児童委員が、3年の任期中に少なくとも1回は研修を受講できるよう配慮すること。
- (3) 市町村、社協、各種相談所等において民生委員・児童委員に関係のある業務を行う者であって必要と認めた者に研修を受講させることは差し支えないこと。

5 その他

研修への参加に要する旅費は、受講者の自己負担とする。

(別添 4)

福祉人材確保重点事業実施要領

1 都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保重点事業

(1) 目的

本事業は、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図ることなどを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、社会福祉法第93条第1項に基づき都道府県知事が指定した社会福祉法人に委託することができる。

(3) 事業内容

ア 基本事業

(ア) 福祉に関する啓発活動の実施

福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報を行う。

(イ) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施

都道府県内の社会福祉事業の福祉人材確保の現状と今後の動向についての情報収集及び調査研究を行う。

(ウ) 福祉人材確保相談援助の実施

社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。

(エ) 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

社会福祉事業従事者に対し、必要な知識及び専門技術等に関する研修の企画及び実施を行う。

(オ) 社会福祉事業従事者の確保に関する説明会、講習会等の実施

社会福祉事業に従事しようとする者等に対し、就職説明会や講習会、福祉講座等を実施する。

(カ) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施

福祉分野において労働者を雇用しようとする求業者と就業しようとする求職者の申し込みを受け、両者間の雇用関係を成立させるため無料であつせんや求人情報の提供等を行う。

なお、福祉人材無料職業紹介事業のあつせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いに

について」（平成18年2月17日社援発第0217001号本職通知）に留意すること。

(キ) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する業務の実施

イ 重点事業

基本事業に掲げる事業（（カ）の福祉人材無料職業紹介事業を除く）のうち、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事业、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点実施期間に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。

(4) 留意事項

ア 職員

(ア) 都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）には、事業の管理運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に行うため、福祉に関して十分な知識を有する職員を配置するとともに、本事業の責任者を定めるものとする。

(イ) 事業に従事する職員は、業務上知り得た法人、施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

イ 都道府県センター運営委員会の開催

事業を円滑かつ効果的に実施するため、社会福祉施設経営者協議会等求人側の各種団体、社会福祉士会、介護福祉士会等の職能団体、介護福祉士養成施設等の社会福祉教育機関、都道府県、市町村社協、福祉人材バンクの代表者等実務者等から構成されたメンバーによる都道府県センター運営委員会を設置すること。

ウ コンピュータ等情報機器の積極的な活用

全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

エ 支所の設置

(ア) 広域的な福祉人材確保対策の推進を図るため、必要な地域に都道府県センターの支所として福祉人材バンクを設置することができる。

(イ) 必要に応じて福祉人材バンクの実施する事業に対し、指導、助言を行うこと。

オ 職業安定法との関係

(ア) 福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法に基づく許可を受けなければならない。

(イ) 事業の実施に当たっては、職業安定機関等と相互の連携を図り、常時密接な連絡を保つこと。

カ 他の都道府県センターとの連携

隣接する都道府県等の都道府県センターと連携を図り、より広域的な

福祉人材確保対策を推進すること。

キ 中央福祉人材センターへの定期報告等

(ア) 都道府県センターは、中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）の定めるところにより、中央センターに対し、都道府県内の福祉人材バンクを含めた、求人、求職、あっせん状況等に関する業務実績について定期的な報告を行うこと。

(イ) その他都道府県センターは、中央センター及び都道府県内の福祉人材バンクと常時密接な連携を図りつつ、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

(5) その他

事業の実施に当たっては、運営委員会を構成する関係団体等はもとより、市町村、ナースセンター（「都道府県ナースセンター事業の実施について」（平成10年7月3日健政発800号厚生省健康政策局長通知）参照）等とも密接に連絡をとり、円滑な運営を図るものとする。

2 福祉人材バンクが行う福祉人材確保重点事業

(1) 目的

本事業は、地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、都道府県センターと一体的に福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施することにより、地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図ることなどを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、社会福祉法人に委託することができる。

(3) 事業内容

ア 基本事業

(ア) 福祉サービスに関する啓発活動の実施

地域住民に対し、福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報を行う。

(イ) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施

福祉分野において労働者を雇用しようとする求人者と就業しようとする求職者の申し込みを受け、両者間の雇用関係を成立させるため無料であっせんや求人情報の提供等を行う。

なお、福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」（平成18年2月17日社援発第0217001号本職通知）に留意すること。

(ウ) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

イ 重点事業

基本事業に掲げる事業（（イ）の福祉人材無料職業紹介事業を除く）のうち、それぞれの地域に応じた需要に対する重点的事业、先駆的・試行的事業又は福祉人材確保重点月間（仮称）に関連して行われる事業であって、その地域で特に必要とされ、効果が見込まれる事業として厚生労働大臣が認めた事業。

(4) 留意事項

ア 職員

(ア) 福祉人材バンクには、事業の管理運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に行うため、福祉に関して十分な知識を有する職員を配置すること。

(イ) 事業に従事する職員は、業務上知り得た法人、施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

イ コンピュータ等情報機器の積極的な活用

都道府県センターで利用している全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ確かな情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

ウ 都道府県センターへの報告等

(ア) 福祉人材バンクは、都道府県センター及び中央センターの定めるところにより、都道府県内の都道府県センターに対し、求人、求職、あわせん状況等に関する業務実績について随時報告を行うこと。

(イ) 都道府県センターが実施する事業について協力、支援を行うこと。

(ウ) その他福祉人材バンクは、中央センター、都道府県内の都道府県センター及び近隣の福祉人材バンクと常時密接な連携を図りつつ、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

エ 職業安定法との関係

(ア) 福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法に基づく許可を受けなければならない。

(イ) 事業の実施に当たっては、職業安定機関等と相互の連携を図り、常時密接な連絡を保つこと。

オ 関係機関及び団体との連携

福祉人材バンク運営事業を円滑かつ効果的に実施するため、対象地域の社会福祉施設経営者、職能団体、社会福祉教育機関、都道府県、市町村、市町村社協、ナースセンター等と常時連携を図ること。

(別添5)

外国人介護福祉士候補者受入施設
学習支援事業実施要領

1 目的

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた個々の施設（以下「受入施設」という。）における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。

2 実施主体

実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

受入施設における候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）、学習環境の整備及び研修担当者の活動に対する支援に係る費用を助成する。

なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。

また、「セーフティネット支援対策等事業費補助金の国庫補助について」（平成19年7月24日厚生労働省発社援第07.24001号厚生労働事務次官通知）の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」別表中「4 対象経費」欄に掲げる都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な経費のうち、手当については、一受入施設あたりとし、その助成額は8.0万円以内とする。

4 留意事項

(1) 受入施設において、候補者の日本語及び介護分野の専門知識等の取得状況に応じた研修（学習）計画等が策定されていることを事前に確認すること。

(2) 本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

(別添 6)

都道府県喀痰吸引等研修事業実施要領

1 目的

介護職員等による喀痰吸引等がより安全に提供されるため、適切に喀痰吸引等の行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業等を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、喀痰吸引等の研修事業については、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。

3 対象者

(1) 第一号、第二号研修

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業者等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）を対象とする。

(2) 第三号研修

介護福祉士、障害者（児）サービス事業所及び障害者（児）施設、介護保険施設等（医療機関を除く。）に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）や、特別支援学校の教員、保育士等、特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。

4 事業内容

(1) 介護職員に対する喀痰吸引等の研修事業

a 第一号、第二号研修事業

特別養護老人ホーム等施設及び居宅において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）の別表第一、第二に規定する基本研修（講義、演習）及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号）に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。

b 第三号研修事業

障害者支援施設等において喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県単位で研修を実施する。

研修については「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号）の別表第三に規定する基本研修（講義、演習）及び、実地研修を行う。研修の詳細な実施方法等については、別途定める喀痰吸引等研修実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号）に基づき実施し、全課程を修了した者に対しては修了証明書を都道府県知事より交付する。

(2) その他の事業

a 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

喀痰吸引等の研修事業を効果的に実施するために、各都道府県において研修実施委員会を設置、運営する。委員会では研修機関の確保も含めた平成 24 年度の研修実施計画を策定する他、研修指導者の選定や研修で用いる教材の選定等を行う。

b 指導者育成事業

介護職員等に対するたんの吸引等の研修において指導にあたる者に対して、国の指導者講習を受講した者による事前の講習会（伝達講習）を実施する。

c その他

都道府県喀痰吸引等研修の円滑な実施に必要と考えられる事業。

5 その他

(1) 経理については、「4 事業内容」に掲げる区分（a、b 等の最小事業単位）ごとに管理するものとする。

(2) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、別途定める様式に従って研修修了者数等について報告を行うこと。

(別添 7)

社会福祉法人指導監督事業実施要領

1 目的

本事業は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市とする。

3 事業内容

社会福祉法第56条第1項の規定に基づき都道府県又は市が行う社会福祉法人に対する指導監査

4 実施方法等

(1) 指導監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の別添「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、法人からその業務又は会計の状況に関して、関係書類の報告を求め、法人の役員又は関係職員から法人の業務及び財産の状況について聴取する等の方法により実施すること。

(2) 指導監査は一般監査と特別監査とし、一般監査は、指導監査実施計画に基づき実地監査又は書面による監査により実施し、特別監査は、運営等に問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。

(3) なお、新たに設立された法人及び前回の指導監査によって問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、一般監査にとどまらず、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(別添 8)

社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領

1 目的

社会福祉法人の会計処理については、様々なルールが併存していたことを踏まえ、会計処理基準を一元化し、経営実態をより正確に反映するために、新たな社会福祉法人会計基準(以下「新会計基準」という。)が制定されたことに伴い、新会計基準の適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、社会福祉法人新会計基準の研修事業については、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関等に委託できるものとする。

3 事業内容

実施主体は、社会福祉法人の会計担当職員及び監事等を対象に、新会計基準の会計処理の基本的な考え方、その取扱いなど、適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させる研修を行う。

4 事業の実施

- (1) 研修の計画及び実施にあたっては、必要に応じ公認会計士等の会計専門家と連携するなど、内容の充実、効果的な実施に努めること。
- (2) 法人設立準備中の団体など、必要と認めた者に研修を受講させることができるものとする。
- (3) 実施主体が主催する社会福祉法人に対する研修会等と併せて実施することは差し支えないこと。

5 その他

本研修会への参加に要する旅費は、受講者の自己負担とする。

(別添 10)

災害救助対策等事業実施要領

(別添 9)

消費生活協同組合指導監督事業実施要領

1 目的

本事業は、消費生活協同組合（以下「生協」という。）の事業の健全性の確保及び組合員の保護を図るため、生協検査検討委員会の開催や生協担当職員の資質を向上させるための研修を行うことにより、生協に対する指導監督の充実強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 生協検査検討委員会の設置

生協に対する指導監督を円滑かつ効果的に実施するため、生協検査検討委員会を設置し、都道府県の管内生協の実情に応じた指導監督マニュアル等の作成及び指導監督に当たっての必要な助言を行う事業。

(2) 生協担当職員研修会の開催

生協担当職員の必要な知識を習得させるための研修会の実施。

4 留意事項

(1) 生協検査検討委員会の設置に当たっては、会計士、中小企業診断士等の専門家を委員に活用するなど、必要な体制整備を行うこと。

(2) 研修会の開催に当たっては、会計士、中小企業診断士等の専門家を講師に活用するなど、都道府県の実情に応じた内容にすること。

1 災害救助対策事業

(1) 目的

本事業は、災害救助法による応急救助の実施に関し、災害時において第一線で被災者に接し、災害救助法の適切な運用を図ることが要請される市町村の災害救助関係職員に対し、災害救助に関する実務的な研修等を行うとともに、応急救助が国民の協力なくしては実効あるものとならないことから、地域住民に対して災害救助制度に関する広報・啓発を行い、災害救助法による応急救助の的確な実施を図る基盤整備を行うものである。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

ア 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議

管内市町村の災害救助関係幹部職員に対し、災害救助法に基づく応急救助制度の周知徹底を図るとともに、相互支援を迅速に行うための連絡協議を行う。

イ 市町村災害救助担当職員研修会

管内市町村の災害救助担当職員に対し災害救助法に基づく応急救助制度や災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付等、災害発生後速やかに市町村が実施すべき業務についての理解を深め、さらに、各市町村の個々の災害時の対応や平時からの備え（高齢者や障害者等（以下、「災害時要援護者」という。）対策を含む）について情報交換を図る等の研修を行う。

ウ 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

地域住民に対し、災害救助制度に関する理解と関心を高めるため、リーフレット等の作成及び配布、講演会の開催等を行い、万が一発生した際において、応急救助が住民の協力を得て円滑に実施されるための基盤作りを進める。

エ その他災害救助の的確な実施等に資する事業

災害救助法による応急救助の的確な実施、災害時要援護者（避難支援、避難所対策等）マニュアルの作成等、災害弔慰金・災害援護資金施行事務の適切な実施を図る。

(4) 実施上の留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、日本赤十字社支部、その他災害救助関連団体との連携に十分配慮すること。

イ 本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とするので、関係部局と調整の上活用すること。

ウ 市町村災害救助関係幹部職員連絡会議及び市町村災害救助担当職員研修会については、管内市町村から必ず1名以上の参加が得られるよう努めること。

エ 研修会等の開催時期の選定に当たっては、対象者が参加しやすい時期を考慮して決定すること。

オ 本事業の活用により、管内市町村の災害発生時における連絡体制や備蓄の状況、平時からの福祉避難所指定状況および要援護者支援体制等を十分把握し、整備の状況が不十分な市町村に対して指導を行うなどして、応急救助の実施体制の整備拡充を進めること。

2 国民保護（救援）関連対策事業

(1) 目的

本事業は、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護することの重要性に鑑み、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という）の救援を円滑に実施する体制整備を目的とするものである。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

(3) 事業内容

ア 国民保護の救援に関するマニュアル作成事業

武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が、管内市町村（「指定都市においては区」。以下同じ）が国民保護計画や救援に関する運用の手引き等を作成する上で、参考となる救援マニュアルの作成等を行うとともに助言・指導を行う事業。

イ その他、救援の円滑な実施に資するための事業

(4) 実施上の留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、管内市町村、日本赤十字社支部およびそ

の他関連団体との連携に十分配慮すること。

イ マニュアルの作成の際には、災害時要援護者の支援体制について盛り込むこと。

ウ 本事業の実施に当たっては、その他関連部局と十分な調整を行うこと。

エ 本事業の活用により、市町村国民保護計画等の策定に遺漏の無いよう管内市町村に対して指導を行うなどして、救援の実施体制の整備を進めること。

(別添 11)

運営適正化委員会設置運営事業実施要領

1 目的

本事業は、社会福祉法第83条及び「運営適正化委員会等の設置要綱について」(平成12年6月7日社援第1353号本職通知)並びに「運営適正化委員会における福祉サービスにおける苦情解決事業について」(平成12年6月7日社援第1354号本職通知)に基づき設置運営される運営適正化委員会において、運営監視合議体・苦情解決合議体の設置及び広報・啓発活動等を行うための体制整備を図り、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行うことにより、地域社会のセーフティネット機能の強化に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社協に設置する運営適正化委員会とする。

3 事業内容

(1) 運営適正化委員会本会議経費

- ア 委員会及び事業の状況等について報告書を作成し公表する。
- イ 都道府県社協の理事会に対し、事業の実施状況等について報告する。

(2) 運営監視合議体経費

- ア 福祉サービス利用援助事業の実施主体から、定期的に業務実施状況について報告を受ける。
- イ アによる報告を受けること等により、福祉サービス利用援助事業の実施主体の事業全般の監視を行い、必要に応じて助言、現地調査又は勧告を行う。
- ウ 会議は、最低2か月に1回以上開催すること。ただし、案件により開催の必要がない場合にはこの限りでない。

(3) 苦情解決合議体経費

- ア 福祉サービスに関する苦情の受付等を行う。
- イ 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う。
- ウ 苦情解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為がおこなわれているおそれがあると認めるときには、都道府県知事に対し通知を行う。
- エ 会議は、最低2か月に1回以上開催すること。

(4) 広報・啓発活動費

苦情解決事業について、利用者、社会福祉事業の経営者等に対して幅広く周知を図るため、パンフレットの作成等を行う。

(5) 研修活動費

苦情解決の仕組みの周知や理解の促進を図るため、社会福祉事業の経営者等に対して必要な研修を実施する。

(6) 巡回指導活動費

社会福祉事業の経営者の段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、社会福祉事業の経営者の求めに応じて巡回指導を行う。

(7) 調査研究活動費

苦情内容に応じた解決手順の定型化を図るなど、円滑な事業の実施に資するための調査研究を行う。

(8) 事務局運営費

- ア 運営適正化委員会の事務局は、運営適正化委員会の補助機関であり、委員会事務のうち、福祉サービスの利用者等からの苦情受付等、委員会の議決を必要としない軽易なもの等であって事務局において行うことが適当と委員長が認めるもの(以下「局務」という。)を行う。
- イ 事務局長その他職員については、都道府県社協の代表者が、当該都道府県社協の職員のうちから、局務を適切に行うことができる者を選任すること。
- ウ 事務局長その他事務局職員は、事務局長にあつては委員長の命に従い、その他事務局員にあつては事務局長の指揮を受けること。
- エ 事務局長その他事務局職員は、局務に専従するものとし、事務局職員の数は、局務を掌理するのに支障のない人数としなければならないこと。

(別添 1 2)

地域福祉等推進特別支援事業実施要領

1 目的

本事業は、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的とする。

2 事業内容

地域福祉推進のための先駆的・試行的事業を実施するものとする。

(1) 地域福祉推進特別支援事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉法人、NPO法人、公益法人、その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、都道府県及び市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

本事業の目的を推進する事業で、下記を事業内容として複数実施する事業

- (ア) 抜け漏れのない実態把握事業
- (イ) 生活課題検討・調整事業
- (ウ) 抜け漏れのない支援実施事業
- (エ) 地域支援活性化事業
- (オ) 住民参加型まちづくり普及啓発事業
- (カ) 熱中症の予防に資する事業
- (キ) 災害時要援護者の支援に関する事業
- (ク) その他の地域福祉活動を推進する事業

(2) 社会福祉推進事業

平成25年5月15日社援発0515第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に基づくものとする。

(別添 1 3)

安心生活基盤構築事業実施要領

1 目的

住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的とする事業。孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りやちょっとした困り事等の基本的な生活支援などを実施する。さらに、分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

3(1)の実施主体は都道府県又は市区町村とするが、都道府県が実施主体の場合、管内市区町村へ全部又は一部を委託することができるものとする。また、都道府県又は市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の一部を委託できるものとする。

なお、市区町村が実施主体の場合、事業全体の統括は市区町村が行い、行政としての役割(地域住民のニーズ把握の方針、地域福祉のコーディネーター支援(会議の実施支援等)、事業実施に必要な個人情報の取扱い規定の整備等)を担うものである。

また、3(2)の事業については、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 都道府県社会福祉協議会にあっては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会にあっては同条第2項に規定する社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人
- (5) NPO法人
- (6) (1)から(5)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業内容

実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 安心生活創造推進事業

安心生活の基盤を市区町村域全体に構築していくにあたり、まずは市区町村区域内のモデル的な地区等において実施するための事業として位置づける。

なお、都道府県が実施主体となる場合、下記アの基本事業及びイの選択事業については、基本的に市区町村へ事業委託するが、広域的な観点から実施することが効果的な事業（例えば県内を広域的に対象とした自主財源作り、住民参加を促す県民向けイベント、地域福祉のコーディネーター養成研修等）について実施するものとする。

ア 基本事業

下記（ア）～（カ）の事業については、安心した生活を送るための基礎的な事業として位置づけ、（ア）～（カ）までのいずれの事業についても必ず実施するものとする。ただし、（カ）の事業については、別途定める一定期間経過後に実施することを可能とする。

なお、これまで「安心生活創造事業」（本実施要綱の第10次改正（平成24年4月5日社援0405第3号）における別紙の3のエの事業）を実施した市区町村（以下「安心生活創造事業実施市区町村」という。）については、なお従前の実施要綱に基づき事業を行うことが出来るが、出来る限り本要領に基づく事業を実施すること。

（ア）抜け漏れのない実態把握事業

官民協働による見守り等を通じた、漏れのない地域住民の生活課題を把握する。

（イ）生活課題検討・調整事業

地域の社会資源を活用して、具体的にどのように支援していくのか、支援方針を検討・調整する個別の支援方針を検討する。支援困難な事例については、個別支援会議を実施する。

（ウ）抜け漏れのない支援実施事業

暮らしの基本となる買い物支援等生活支援サービスやサロン等の居場所づくり等を、福祉として提供する側面だけではなく、社会との繋がりを認識できる場（社会参加の場）の提供も含めた双方向（状況によって支援を提供する側にもなり、支援を受ける側にもなる）の支援を、アの事業により把握された住民ニーズに基づき実施する。

（エ）地域支援活性化事業

（ア）から（カ）まで（本事業を除く）の事業を地域で円滑に実施していくため、地域福祉のコーディネーターを養成・配置し、小地域における支援の担い手と連携して支援を実施する。

（オ）住民参加型まちづくり普及啓発事業

地域における互助の気運を高め、住民参加による地域福祉計画の

策定や支援の提供を進めるとともに、継続的な支援者を確保していくための事業を実施する。

（カ）自主財源確保事業

地域住民等の互助意識の醸成、事業所の社会貢献（CSR）の手段あるいは公費だけに寄らない事業の継続性を確保するため、寄付や物販等を通じて財源の一部を確保するための取組みを実施する。

イ 選択事業

アの基本事業を実施することを前提とした上で、下記の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。なお、これらの事業について、

- ・ 都道府県が実施主体となる場合は、複数の市区町村を跨る事業について実施すること
- ・ 市区町村が実施主体の場合は、市区町村区域全体を対象として実施することも可能
- ・ 安心生活創造事業実施市区町村（平成21年度から平成23年度まで「安心生活創造事業」を実施した市区町村を含む）は、基本事業の実施を前提とせずに、選択事業を単独で実施することが可能
- ・ 既存の制度や補助事業において、対象経費となっている事業については、本事業の補助対象とはならないことに留意すること。

（ア）福祉横断的相談支援事業

世帯における複合的な生活課題に対応するため、高齢・障害等の分野を横断した相談支援体制を構築する。

（イ）福祉横断的包括的サービス提供事業

地域住民の実態把握や相談支援、サロン等の居場所提供、送迎等のサービスを多機能（訪問する、通う、泊まる等）で、高齢・障害等福祉分野を横断し、調整役（コーディネーター）のコーディネーターの元に、一体的にサービス提供を行う拠点を設置する。

（ウ）権利擁護推進センター等事業

成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象となる者など権利擁護を必要とする者に対し、一体的・総合的な支援を実施するための拠点を設置する。また、判断能力の不十分な者への支援体制強化のための支援者の追加配置等を行う。

（エ）その他地域の実情に応じた事業

地域福祉の推進に資する地域特性に応じた先駆的事业を実施する。

(2) 日常生活自立支援事業

ア 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立

支援事業」という。)を行う。

(ア) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)

(イ) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)

(ウ) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされているアの事業に従事する者の資質の向上のための事業

(エ) 指定都市社協が行う(イ)の事業に従事する者の資質の向上のための事業

(オ) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている(ア)の事業に関する普及及び啓発

(カ) 指定都市社協が行う(イ)の事業に関する普及及び啓発

イ 事業の実施内容

(ア) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

a 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(a) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。

(b) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

b 援助の内容

(a) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

i 福祉サービスの利用に関する援助

ii 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助

iii 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(b) (a)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

i 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者

の日常生活費の管理(日常的金銭管理)

ii 定期的な訪問による生活変化の察知

(c) (a)及び(b)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

c 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(a) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

i 申請は実施主体に対して行うものとする。

ii 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。

iii 上記の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

iv 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(b) 支援計画の作成

i 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、イの(ア)のbに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。

ii 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(c) 契約の締結

i 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明ら

かにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、イの（ア）のcの（b）により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

ii 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

iii 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

iv 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

d 利用料

(a) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(b) 実施主体は、あらかじめ標準の利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

e 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、イの（ア）に規定する事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

f 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(イ) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業実施主体は、ウの（ア）に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(ウ) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援するNPO法人、団体等多様な団体が参画

し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

ウ 事業の実施体制

(ア) 職員

a 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(a) 責任者

(b) 事業の企画及び運営に携わる職員

(c) 専門員

(d) 生活支援員

b 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(a) 相談業務

(b) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(c) 専門員の指導及び支援の業務

(d) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

c 専門員は、次の業務を行う。

(a) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(b) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(c) 生活支援員の指導及び監督の業務

d 生活支援員は、次の業務を行う。

(a) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(b) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

e 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(イ) 契約締結審査会

a 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

b 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

c 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(ウ) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的を開催するものとする。

(エ) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

(別添 14)

地域資源・人材育成支援事業実施要領

1 目的

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備する。

また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。

2 実施主体

都道府県、市区町村のほか、社会福祉法人、NPO法人、公益法人その他厚生労働大臣が適当と認める団体とする。ただし、都道府県及び市区町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

下記①から④のいずれかの事業を実施するものとする。

①人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。

②需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と、地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。

③ネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、ボランティア活動の底上げや、継続的な活動を推進するため、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施する。

④災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

(別添15)

ひきこもり対策推進事業実施要領

第1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業

1 趣旨

本事業は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。

本センターに「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものである。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、都道府県及び指定都市に原則各2か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期1か所、成人期1か所の計2か所を基本とするが、地域の実情に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支えない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものとする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び地域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

エ その他のひきこもり対策推進事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を実施する。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期のセンターの対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期のセンターの対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱う。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンターの間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるよう特に留意する。

第3 ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業

1 趣旨

本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」（以下「サポーター」という）を養成・派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目指す。また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア 養成研修

実施主体は、ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援（ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

イ サポーター登録・名簿管理

研修修了者を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。

当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村（実施予定市町村も含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。

(3) 実施上の留意事項

ア 秘密の保持（個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

また、研修修了者にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村（実施予定市町村も含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。

イ 養成研修

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮する。

ウ 市町村との連携

サポーター名簿の管理につき、市町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。

また、市町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市町村に技術的助言・指導を実施し、支援体制の充実を図る。

3 ひきこもりサポーター派遣事業

(1) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む）とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア ひきこもりサポーター派遣

実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止及び終了の希望が示された場合には、速やかに中止及び終了する。

また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

イ 名簿管理

実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。

名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。

ウ 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。

サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要であればサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

(3) 実施上の留意事項

ア 養成研修の実施

市町村が本事業を実施する上で、当該都道府県で「ひきこもりサポーター養成研修事業」が実施されていない場合は、当該市町村において養成研修を実施することも可能である。なお、実施に当たっては、事前に社会・援護局総務課に相談されたい。

イ 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

ウ 事故等への対応

派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

(別添16)

地域生活定着促進事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設所の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所、及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日 社援総発第0527001号）に十分留意されたい。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が継続

した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努める。

オ 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

(1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。

(2) その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(別添17)

社会的包摂・「絆」再生事業実施要領

第1 目的

本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業をNPO法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、NPO法人、公益法人、その他都道府県知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。

また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、NPO法人等に委託して実施することができる。

なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。

第3 事業

1 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業

(1) ホームレス総合相談推進事業

ア 巡回相談指導等事業

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) ホームレス等の起居する場所を巡回し、また、炊き出し等ホームレス等が集まる機会を活用し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行うこと。

(イ) 相談員は、相談記録を作成し、相談者の生活状況等を把握すること。また、継続的な相談・支援が行えるように、必要に応じて相談記録を下記ウの事業により設置する協議会に提供するなど、他の相談員や福祉事務所等の関係機関も活用できるようにすること。

(ウ) 相談の結果を踏まえて、別紙1に掲げるように、各種施策の活用に係る助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行うこと。なお、関係機関につなげる際は、必要に応じて付き添い、事務手続き等を行うこと。

(エ) ホームレスの衛生状態の改善を図るため、必要に応じて入浴、シャワー等のサービスを提供すること。

イ ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) 第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対して、定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行い、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行うこと。

(イ) 相談の結果を踏まえて、必要に応じて別紙1に掲げるように、関係機関との連携の下、支援を行うこと。

ウ 相談活動推進事業

地域の実情やホームレス等及び生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）の個々の問題を把握し、生活困窮者等に対する相談活動を効果的に行えるようにするため、行政、生活困窮者等支援団体、地域住民等で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置し、生活困窮者等への対策に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定等を行う。

また、協議会は、必要に応じて巡回相談で行った相談記録の管理を行い、他の相談員や関係機関が引き続き相談活動や支援を行う場合には必要な情報を提供する。

エ 実施上の留意事項

(ア) 巡回相談指導事業

a 相談活動の実施に当たっては、必要な相談体制（チーム）を編成し、協議会で策定された相談事業計画等を活用し、効果的な相談活動を行うこと。

b 相談員への指導・助言及び処遇困難なケースへの対応として、主

任相談員等を必要に応じて配置し、組織的かつ効果的な相談活動に努めること。

c 健康や保健、医療等の相談・指導に当たっては、保健所や医療機関の職員等を同行させるよう努めること。

e 入浴、シャワー等のサービスを提供する場合には、公衆浴場、第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター、第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設及び各種福祉施設等の既存の施設を利用することも差し支えないこと。

(イ) ホームレス自立支援センター退所者等への訪問相談指導等事業
第3の1(2)に掲げるホームレス自立支援センター又は第3の1(3)に掲げるホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者を含む生活困窮者に対しては、地域社会で孤立すること及び路上生活に陥ることがないように配慮すること。

(ウ) 相談活動推進事業
協議会の構成員の選定にあたっては、行政、生活困窮者等支援団体、地域住民等各方面の者が参画できるように配慮すること。

(エ) 関係者・関係機関との連携・協力

本事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、公共職業安定所等と十分な連携を図るとともに、社協、社会福祉士会、NPO法人、ボランティア団体等の民間団体、民生委員・児童委員、地域住民、施設管理者等との連携・協力による相談活動に努めること。

(オ) 利用者のプライバシーの確保

本事業の実施に携わる職員は、相談者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させないこと。

(2) ホームレス自立支援事業

ア 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) 利用者に対し宿所や食事の提供とともに、定期的な入浴、下着類の支給等日常生活に必要なサービスを提供すること。

(イ) 利用開始時及び利用期間中は定期的に健康診断並びに健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下に必要な医療等を確保すること。

(ウ) 利用開始時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、利用者の生活史や健康状態等を勘案した自立支援プログラムを作成すること。

(エ) 利用期間中は自立支援プログラムに基づき、就労意欲を向上させるための相談・指導等を行うとともに、自立を阻害する要因の除去や社会生活へ復帰するための指導援助を行うこと。

- (オ) 生活相談・指導等との連携の下で、職業相談等を行うとともに、求人開拓や就職時の保証人の確保等のための援助を行うこと。
- (カ) 就職が内定した者に対しては、社会生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住宅保証人の確保や低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報の提供等、継続的な就労が確保できるよう援助を行うこと。
- (キ) 就職直後においては、定期的に相談員が訪問し、各種の相談に応じるとともに、継続的な就労ができるよう支援を行うこと。
- (ク) 利用期間中に就職活動を行ったにも関わらず、就労先が決定せず、利用期間が満了した者については、利用期間中の処遇内容等を都道府県知事又は市区町村長に報告するとともに、退所した者が再び路上生活に戻ることがないように適切な処遇の確保に努めること。
- なお、利用期間中、共同生活の秩序を乱す者又は就職活動を行わず再三の指導指示に従わない者についても、その状況を都道府県知事又は市区町村長に報告すること。

イ 施設の設置

- (ア) 実施主体は、本事業を実施するため、ホームレス自立支援センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。
- (イ) センターの種別は、利用定員等に応じて、次のとおりとする。
- a 通常型
- 利用定員が原則 50 人以上の施設。
- ただし、地域の実情等を踏まえ、本事業が効果的に実施できる場合には、利用定員を 30 人以上とすること、又は、通常型のほかに、b のサテライト型のセンターを設置することができる。
- b サテライト型
- 通常型と一体的に管理運営を行う施設であって、利用定員が 30 人未満のもの。
- ただし、概ね 10 人以上の利用定員を有するものとする。
- c 小規模型
- 利用定員が 10 人以上 30 人未満の施設（b のサテライト型を除く。）。
- ただし、地域におけるホームレスの数等を踏まえ、本事業が効果的に実施できる場合に限り、設置することができる。
- d 賃貸住宅型
- 賃貸住宅の空き住戸等を利用した利用定員が概ね 10 人程度の施設。
- ただし、地域におけるホームレスの数等を踏まえ、本事業が効果的に実施できる場合に限り、設置することができる。
- (ウ) センターの構造及び設備は、次のものとする。
- a 建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物とする。

- b a の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのセンターの建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (a) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (b) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (c) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- c b の規定における「火災の際の利用者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能」であるかどうかについては、次の点を考慮して判断すること。
- (a) b の (a) から (c) の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
- (b) 施設長及び防火管理者は、当該センターの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督防災意識の高揚に努めること。
- (c) 年 2 回以上実施することとされている避難訓練は、当該センターの建物の燃焼性を十分に勘案した避難訓練を行うこと。
- d 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものでなければならない。
- e センターには、次の設備を設けなければならない。
- ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。
- なお、賃貸住宅型にあつては、主として管理部門として使用する事務室の他、利用者の居室を確保すること。
- (a) 事務室
- (b) 生活相談・職業相談室
- (c) 保健室
- (d) 居室
- (e) 洗濯室
- (f) 教養娯楽室
- (g) 浴室

(h) 便所・洗面所

なお、居室の一人当たり面積は、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 職員の配置

この事業を行うため、センターに、その種別に応じて次の職員を配置することとする。

(ア) 通常型

以下のaからfの職員を配置すること。また、利用者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、gからjの職員の配置に努めること。

生活相談指導員の総数は、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより算定した数。）で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となるよう努めること。

なお、利用定員規模に応じて、社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士にあっては、生活相談指導員、保健師にあっては看護師、または事務員については施設長等と兼務することができるものとする。

a 施設長

b 事務員

c 生活相談指導員

d 嘱託医師

e 看護師

f 職業相談員

g 主任生活相談指導員（相当期間の相談援助業務の経験を有し、生活相談指導員への指導等を行う者。以下同じ。）

h 社会福祉士

i 精神保健福祉士又は臨床心理士

j 保健師

(イ) サテライト型

宿日直員

(ウ) 小規模型

通常型に準ずる。

ただし、嘱託医師、看護師又は職業相談員については、近隣の医療機関又は公共職業安定所との緊密な連携が図られ、かつ、本事業を適切に実施できると認められる場合には、配置しないことができるものとする。

(エ) 賃貸住宅型

小規模型に準ずる。

ただし、施設長、事務員、生活相談指導員については、利用者の自

立支援を適切に実施できると認められる場合には、兼務することができるものとする。

エ 利用対象者

本事業の利用対象者は、ホームレス等のうち、原則として就労意欲がある者又は稼働能力がある者とする。

オ 利用手続等

(ア) 本事業を利用しようとする者は、都道府県知事又は市区町村長に対し利用の申請を行い、都道府県知事又は市区町村長は利用の必要性を勘案した上で、決定するものとする。

(イ) 本事業の利用期間は原則として6か月以内とする。

ただし、利用期間の延長が真にやむを得ないものと認められる場合は、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(ウ) 本事業の利用料は、原則として無料とする。

(エ) 実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な規則（以下「管理規則」という。）を定めることとする。

(オ) 施設管理者は、管理規則の定めるところにより、施設の利用を認めず、又は、施設の利用者に退所を命ずることができる。

カ 実施上の留意事項

(ア) 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(イ) 自立支援プログラムの実施状況の把握等

定期的に自立支援プログラムの実施状況の把握を行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うよう努めること。

(ウ) 生活相談指導員への指導等

主任生活相談指導員を配置し、生活相談指導員の業務の実施状況を把握するとともに、生活相談指導員に相談援助技術の指導などを実施するよう努めること。

(エ) 福祉事務所との連携

本事業の実施に当たっては、福祉事務所と十分な連携を図るとともに、センターの利用者が就職活動を十分に行ったにも関わらず、就労による自立ができなかった場合又は利用者が傷病等により就労が困難となった場合は、福祉事務所において必要な援助を行うこと。

(オ) 公共職業安定所との連携

本事業の実施に当たっては、ホームレス等の就労促進のための職業相談員による職業相談の実施等、公共職業安定所との十分な連携を図ること。

(カ) 地域社会との連携

本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、NPO法人、民間支援団体等との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。

(キ) 他のセンターとの連携

他の地方公共団体のホームレス自立支援事業を実施するセンターとの間で、自立支援プログラムや相談体制のあり方等について情報交換、研究協議を行うなど、十分な連携に配慮すること。

(ク) 通常型とサテライト型との連携

サテライト型のセンターにあつては、本事業の運営に支障がないよう、当センターと一体的に管理運営を行う通常型との間で職員の派遣や情報交換等について緊密な連携を図ること。

(ケ) 賃貸住宅型

賃貸住宅型の実施にあたり、利用者の居室を確保するにあたっては、地域住民との調整に留意するとともに、定期的な巡回相談を実施するなど、利用者の自立に向けた指導を徹底すること。

(3) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

ア 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) ホームレス等の健康状態の悪化防止や野宿生活に至ることのないようにするため、緊急一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために相談・指導等必要な支援を提供するものとする。

(イ) 就労意欲のあるホームレス等に対しては、センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供する等、就労支援に努めること。

(ウ) 福祉サービスの提供が必要な利用者に対しては、その実情に応じ、福祉事務所等において必要な支援が受けられるよう助言・指導に努めること。

(エ) 施設の利用者の健康管理に資するため、保健所等との連携の下で健康診断等を実施するよう配慮すること。

(オ) 雇用と住居を同時に失った利用者に対しては、雇用対策を実施する公共職業安定所などの労働施策担当機関や福祉施策を実施する福祉事務所、社会福祉協議会などの福祉施策担当機関と連携し、必要な支援に努めること。

(カ) 既存建築物、宿泊施設等を一部屋単位で借り上げる方式（以下「借り上げ方式」という。）によるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の入所者に対して、定期的な訪問を実施し、生活上の相談・助言等を行い、自立のために必要な支援・指導等を行うこと。

イ 施設の設置

(ア) 実施主体は、本事業を実施するため、シェルターを設置するものとする。

(イ) シェルターの規模、構造等は次のものとする。

a 利用定員は、概ね50人以上のものとする。

b 建物については、建築基準法に定める諸基準を満たしたものとする。

c 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとする。

d シェルターには、次の設備を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。

(a) 事務室

(b) 宿泊室

(c) 浴室又はシャワー室

(d) 便所・洗面所

(e) 湯茶のサービスが提供できる設備

e シェルターは、上記aからdの要件を満たす場合には、既存建築物を活用し、又は借り上げることも差し支えない。

なお、借り上げ方式によりシェルターを設置し、宿泊や入浴等の必要なサービスを提供する場合には、上記a及びdの規定は適用しない。

ウ 職員の配置

シェルターには、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置するものとする。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とするのも差し支えない。

なお、借り上げ方式によりシェルターを設置する場合は、本規定は適用しない。

エ 利用手続等

(ア) 本事業を利用しようとする者は、事前に施設管理者の許可を得るものとする。

(イ) 本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。ただし、施設管理者が認めた場合は延長することを妨げない。

(ウ) 本事業の利用料は原則として無料とする。

(エ) 実施主体は、管理規則を定めることとする。

(オ) 施設管理者は、管理規則の定めるところにより、施設の利用を認めず、又は、施設の利用者に退所を命ずることができる。

オ 実施上の留意事項

利用者のプライバシーの確保

事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(4) ホームレス能力活用推進事業

ア 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとし、事業実施に必要な職員を配置する。

- (ア) 都市雑業的な仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を提供すること。
- (イ) 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること。
- (ウ) 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。
この際、受講者に対して講習手当を支給すること。
- (エ) その他センター及びシェルターと十分な連携を図り、ホームレスの就労支援等に関して必要な協力を行うこと。

イ 実施上の留意事項

(ア) 関係者・関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、福祉事務所、センター及びシェルターと十分な連携を図るとともに、NPO法人、民間支援団体、地元自治体・企業等の協力が得られるよう努めること。

(イ) 利用者のプライバシーの確保

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(5) NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業

ア 事業内容

生活困窮者等に対して自立支援の観点から総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を行うため、次に掲げるものを一体的に実施する。

- (ア) 生活困窮者等が起居する場所を巡回し、また、相談窓口を設置するなどにより相談を行う。
- (イ) ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供すると共に相談を実施することにより、必要なサービスの提供、又は各種サービスへと調整を行う。
- (ウ) 生活困窮者等に対して、安心して過ごせる居場所を確保するなどして、社会生活習慣を身につけるための指導援助や、就労意欲を向上させるための相談・指導、就労体験等を実施し、地域生活への復帰を支援する。
- (エ) 路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者が地域において継続的な生活が営めるよう、地域住民や関係機関に対して働きか

け理解を求めることにより、地域社会での孤立を防止する。

- (オ) 路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者がお互いのつながりを深め相互支援が図られるよう、交流できる場所の提供と併せて、必要に応じて相談を行うことにより、再路上化を防止する。

上記のうち、都道府県が地域の実情を勘案した結果、必要性に乏しいと判断したものは、実施しなくとも差し支えない。

なお、上記の事業に該当しない事業であっても都道府県の判断により、生活困窮者等の路上化の防止、地域生活への復帰・定着、地域社会での孤立の防止に資する事業及び他の制度の対象とならない支援であって、日常生活を送る上で自立のために必要なもの（急迫状況にある単身者への家事、通院の支援などの生活援助）を提供する事業であれば対象として差し支えない。

イ 実施上の留意事項

(ア) 事業の実施に係る手続

事業の実施に係る手続については別紙2により行うこと。

(イ) 記録の整備

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。

(ウ) 会計の区分

当該実施主体において本事業以外の事業を実施している場合は、本事業とその他事業の会計とを区分すること。

(エ) 利用者のプライバシーの確保

本事業の実施にあたっては、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。特に、相談記録の管理を行う場合には、相談記録の情報を相談員・関係機関以外の者には利用させないこと。

(オ) 建物及び設備

宿泊場所の提供等を実施する場合は、建物については、建築基準法に定める諸基準を満たしたものとすること。また、建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものとすること。

2 地域コミュニティ復興支援事業

(1) 事業内容

本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせ一体的に実施するものとする。

ただし、ウの事業は必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。

ア 地域の支援体制の構築を行う事業

民間事業者等との連携体制の構築、人材養成等を行うため、次に掲げる取組を選択して実施し、本事業の実施体制を構築する。

(ア) 地域の見守り体制の構築・調整やボランティアの受け入れ調整、自治会活動の支援等の実施。

(イ) (ア) の取組を中心的に担う人材の養成。

(ウ) 民間事業者等と連携した見守り体制の構築。

(エ) その他、地域の支援体制の構築に資する取組の実施。

イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業

住民等の生活実態を把握し、地域で孤立する恐れがある者に対して、それぞれの抱える問題に応じたサービス提供を行うため、次に掲げる取組を選択して実施する。

(ア) 巡回訪問による声かけにより住民の孤立感の緩和を行うとともに、生活状況や課題等の把握を実施。

(イ) 公民館や空き店舗等を活用した交流の場の提供。

(ウ) 様々な分野の専門家を配置し、生活に関する総合的な相談窓口の設置。

(エ) 住民一人一人に支援者が寄り添い、生活再建のための個別支援を実施。

(オ) その他、住民のニーズ把握や孤立防止のための支援を行う取組の実施。

ウ 関係者間の総合調整を行う事業

本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。

(ア) 行政、社協、社会福祉法人又はNPO法人等の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。

(イ) 都道府県と市町村との連携や市町村間の連携等、地方自治体間の連携のための会議の開催。

(ウ) 応急仮設住宅の住民を含めた連絡会議の開催。

エ その他、地域コミュニティの復興に資する事業

アからウまでの事業の他、つながりの場の設定のためのイベントの開催や自治会の立ち上げ支援等、地域コミュニティの再構築に資する取組を実施する。

(2) 職員の配置

実施主体は、本事業を実施するに当たって、必要な実務経験や専門的知識を有する者を配置すること。

(3) 実施上の留意事項

ア 関係者・関係機関等との連携・協力

本事業の実施に当たっては、社協、民生委員・児童委員、ボランティア団体、各職能団体、関係相談機関、民間企業等と十分な連携・協力を行うことにより効果的な事業の実施に努めること。

イ 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して厳しく周知徹底を図る等の対策を行うこと。

ウ 補助対象経費について

経費については、事業の実施に係る給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、使用料、賃借料、役務費、委託料、備品購入費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いること。

(別紙1)

巡回相談指導等事業における関係機関との連携支援について

巡回相談指導等事業において、相談の結果を踏まえて、必要に応じて以下に掲げる関係機関との連携支援等を実施すること。

- 1 就労を希望する者に対しては、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促すこと。
- 2 住居の確保を希望する者に対しては、家賃が低廉な賃貸住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行うとともに、緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設等の施設の利用を促すこと。
- 3 福祉的援護が必要な者に対しては、福祉事務所、保健所等との連携の下、必要な支援が受けられるようにすること。
- 4 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関又は福祉事務所等との連携の下、健康相談、保健指導等を行うこと。医療の必要があると思われる者に対しては、適切な医療が受けられるよう、関係機関との密接な連携を図りながら、医療機関への受診につなげる。さらに、精神面においても対応が必要な者に対しては、心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談活動の中に含めて行うこと。
- 5 親族との連絡が途絶えている者に対しては、可能な限り親族との交流促進を目指した指導援助や親族からの援助が得られるための必要な助言等を行うこと。
- 6 公的年金や雇用保険等の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行うこと。
- 7 その他、就労意欲を向上させるための相談・指導、借金問題等の自立を阻害する要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助など、自立のために必要な指導・支援等を行うこと。

(別紙2)

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施に係る手続について

1 補助基準上限及び補助対象経費

NPO等民間支援団体1団体当たり年間 20,000 千円を上限として補助する。事業の実施期間が1年に満たない場合は、
 $20,000 \text{ 千円} \times \text{事業の実施月数} / 12 \text{ ヶ月}$ を補助基準額とする。

また、経費については、事業の実施に係る人件費、旅費、役務費、賃借料、使用料、利用者食料費、備品購入費、需要費及び委託費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いること。

なお、委託費が補助対象経費の大部分を占めている事業及び補助対象経費が500千円に満たない事業は本事業の対象外とする。

2 事業の申請

NPO等民間支援団体が本事業を申請する際には、当該事業実施地域の都道府県及び市区町村と協議の上、以下に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に申請すること。

- (1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (2) 本事業の実施期間
- (3) 当該団体の定款等及びその登記事項証明書又は条例等
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該年度に係る事業計画
- (7) 本事業の適切な実施に係る誓約書
- (8) 交付申請額及び積算内訳
- (9) 当該年度の収支予算書（当該事業に上乗せして事業を実施した場合は、それらに係る収支を含む。）
- (10) その他都道府県知事が必要と認める事項

3 事業実績の報告

本事業を実施したNPO等民間支援団体は、毎年度、本事業に係る決算終了後速やかに、以下に掲げる事項を記載した事業実績報告書を都道府県知事へ提出すること。

なお、NPO等民間支援団体は、本事業に係る収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となつていているところを証する監査結果の報告書を実績報告書に添付すること。

- (1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (2) 本事業の実施期間

(3) 本事業の実績（複数の事業所において行う場合は、事業所毎に記載すること。）

(4) 支出額及び支出内訳

(5) 当該年度の収支決算書（当該事業に上乗せして事業を実施している場合は、それらに係る収支も含む）

(6) その他都道府県知事、市区町村長が必要と認める事項

4 実施状況の報告

本事業を実施したNPO等民間支援団体は、平成23年度上半期終了後速やかに、平成23年9月末時点の以下に掲げる事項を記載した実施状況報告書を都道府県知事へ提出すること。

(1) NPO等民間支援団体の事業所の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(2) 本事業の実施期間

(3) 本事業の実施状況

(4) 支出額及び支出内訳

(5) その他都道府県知事が必要と認める事項

(別添18)

生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領

第1 目的

本モデル事業は、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（平成25年1月25日）を踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。

第2 実施主体

指定都市、中核市又は市区町村（広域連合、一部事務組合等を含む。また、町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）及び都道府県とする。

なお、都道府県は、管内町村部（福祉事務所を設置している町村を除く。）において実施する場合、又は福祉事務所を設置している市区町村において支援体制を構築するために当該市町村と連携して実施する場合に限る。

ただし、実施主体が自ら実施するほか、第5の1の「自立相談支援事業モデル運営要領」に定める支援決定など実施主体となる自治体が行うべき事務を除き、事業の全部または一部を団体等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。

第3 対象者

生活困窮者であって、実施主体において、第4の1から4までのいずれかの支援が必要であると認める者

第4 事業の種類

実施主体は、生活困窮者支援の制度化に向けた計画的な体制構築を主体的に行うため、庁内体制の整備を行うとともに、関係機関との協議の場を設け、地域における課題の抽出及び生活困窮者の自立・就労支援等に必要な支援体制の検討を行うとともに、

以下の事業を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、1の事業を必須とし、その他の事業については地域の実情に応じて実施する。

1 自立相談支援モデル事業

(1) 生活困窮者の自立に向けた相談支援

生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成等を行い、2から4までの事業や「住宅支援給付事業」などの関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う事業

(2) 福祉事務所やハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発

2 就労促進のための支援事業

(1) 就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所の就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業（就労準備支援モデル事業）

(2) 短期間の集中的な就労支援を行っても一般就労に就くことが困難な層に対し、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を行う事業者の育成支援を行う事業（「就労訓練事業の推進」モデル事業）

3 家計相談支援モデル事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を行う事業

4 貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

第5 事業の運営

第4の1から3に掲げる各事業の運営は次による。

- 1 自立相談支援モデル事業運営要領（別紙1）
- 2 就労準備支援モデル事業運営要領（別紙2）
- 3 「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領（別紙3）
- 4 家計相談支援モデル事業運営要領（別紙4）

第6 関係機関、関係事業との連携

生活困窮者に対する支援は、本モデル事業に基づく支援のみならず、福祉事務所等の関係機関、関係事業との連携が重要であり、特に次に掲げる事業等との連携を確保すること。

- 1 住宅支援給付事業
- 2 生活福祉資金貸付事業
- 3 ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
- 4 地域若者サポートステーション
- 5 ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 等

第7 情報提供

本事業は、生活困窮者支援の制度化に向けた取組みであることから、事業の支援効果について検証し、課題の把握を行うとともに、別に定めるところにより厚生労働省に情報提供を行うこととする。

第8 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講ずること。なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについて支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくものとする。

自立相談支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

本事業は、以下の内容を目的とする生活困窮者の自立に向けた新たな相談支援の制度化に資するため、実施する。

- (1) 現在、生活困窮者に対応する自治体の相談窓口は、生活保護法に規定する要保護者に対応する福祉事務所以外は十分に整備されていない状況等から、生活保護受給者以外の者への個別的な支援は制度的には行われていない。このため、生活保護に至る前の段階から支援を開始する体制を構築する。
- (2) また、生活困窮者は、経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など複合的な問題を抱え、それぞれの領域の問題が複雑に絡み合っている場合が多い。現状において、福祉の相談窓口としては、福祉事務所のほか、高齢者、障害者、ひきこもりなど分野別に設置されているが、こうした現行の体制では、複合的な課題への対応が必ずしも十分とはいえない状況である。
このような生活困窮者の自立支援を促進するため、複合的な課題に個別的・包括的・継続的に対応できる体制を構築する。

2. 事業の内容

自立相談支援モデル事業においては、概ね以下の業務を行う。

なお、当該相談支援は、実施主体が自ら行うほか、当該相談支援の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体に運営を委託することができる。(以下、本運営要領及び別紙2から別紙4までにおいて「自立相談支援機関」という。)

(1) 谷間のない包括的な相談支援体制の構築

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認(以下「アセスメント」という。)した上で支援計画(以下「プラン」という。)を策定する。

また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく(具体的な手順

については下記4を参照されたい)。

(2) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う。

3. 自立相談支援機関の機能

自立相談支援機関には相談支援員を配置し、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応すること
- (2) ハローワーク等への同行訪問などの就労を支援すること
- (3) 課題を解決する際に、本人を取り巻く地域の力を強化し、地域づくりを行っていくための社会資源の開発を行うこと
- (4) 相談支援員の支援内容をチェックしアドバイスをすること

4. 相談支援の手順

生活困窮者に対する相談支援は以下の手順で実施する。(別添「相談支援プロセスの概要」参照)

(1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には社会的に孤立している場合も多いことから、待ちの姿勢ではなく訪問支援を含めた対応を図る。この場合、まずは、地域や関係機関のネットワーク強化による把握に努め、加えて、必要に応じて訪問や声かけなどにより、生活困窮者の把握を行う。

イ 相談受付時には、相談者の課題を的確に把握し、自立相談支援機関による支援によるか、他制度の相談窓口等へのつながりが適当かを判断する。(スクリーニング)

ウ スクリーニングの結果、他制度の相談窓口等へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他機関へとつなぐ。必要に応じて他機関への確認、フォローアップを行う。いわゆる「相談のたらい回し」とならないよう留意する。

(2) アセスメントとプランの策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による支援が妥当と判断されるケース

については、改めて生活状況や課題を把握し、本人の意思を十分に勘案した上でプラン（案）を作成する。（アセスメント、プラン（案）策定）

イ アセスメントに当たって、本人の意思が明確でない場合については、本人から短期間に得られる情報のみによることなく、本人と信頼関係を構築することが重要であり、そうした信頼関係の中で自立への動機付けを図る。なお、必要に応じて暫定的な支援（緊急小口資金貸付、シェルター等）を適宜提供する。こうしたケースでは、一定の期間（数ヶ月程度）の相談対応を行う中で、アセスメントを並行して行うこととする。

ウ プランの内容は、次の（ア）から（オ）の事業等に基づく支援のほか、（カ）から（ケ）をはじめとする公的な事業の活用及びインフォーマルな支援が想定される。

（ア）自立相談支援機関の相談支援員による就労支援（就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方指導、ハローワークや地方自治体独自で実施している職業紹介事業への同行訪問などの支援）

（イ）就労準備支援モデル事業

（ウ）就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

（エ）住宅支援給付事業

（オ）家計相談支援モデル事業

（カ）生活福祉資金貸付事業

（キ）ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ク）地域若者サポートステーションで実施している事業

（ケ）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業

エ プラン（案）を検討するため、自立相談支援機関が中心となって、地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、サービス提供事業者等の関係機関の担当者が参加する支援内容を調整する会議（以下「支援調整会議」という。）を設置し、プラン（案）が適切なものであるか確認を行う。

オ 支援調整会議においては、支援内容の確認のほか、支援に当たっての関係機関の役割についての調整を行う。

カ 実施主体は、支援調整会議においてプラン（案）が了承されれば、それを基に支援決定を行う。

キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定を受けたプランに基づき、具体的な支

援サービスの提供等を行う。

（３）支援の実施、評価

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、サービス提供事業者等の支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ 支援機関による支援が始まった後も支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状態等を随時把握する。

ウ 定期的な評価は、以下の状況を整理し、概ね3ヶ月、6ヶ月、1年など本人の状況に応じて、支援調整会議において行う。

（ア）目標の達成状況

（イ）現在の状況と残された課題

（ウ）プランの終結・継続に関する本人の希望・支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。特に、短期間の就労経験しかない者などについては、定期的なフォローアップが望ましい。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、プランを策定する。

５．関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じ、生活困窮者の支援に関する社会資源の開発を行う。

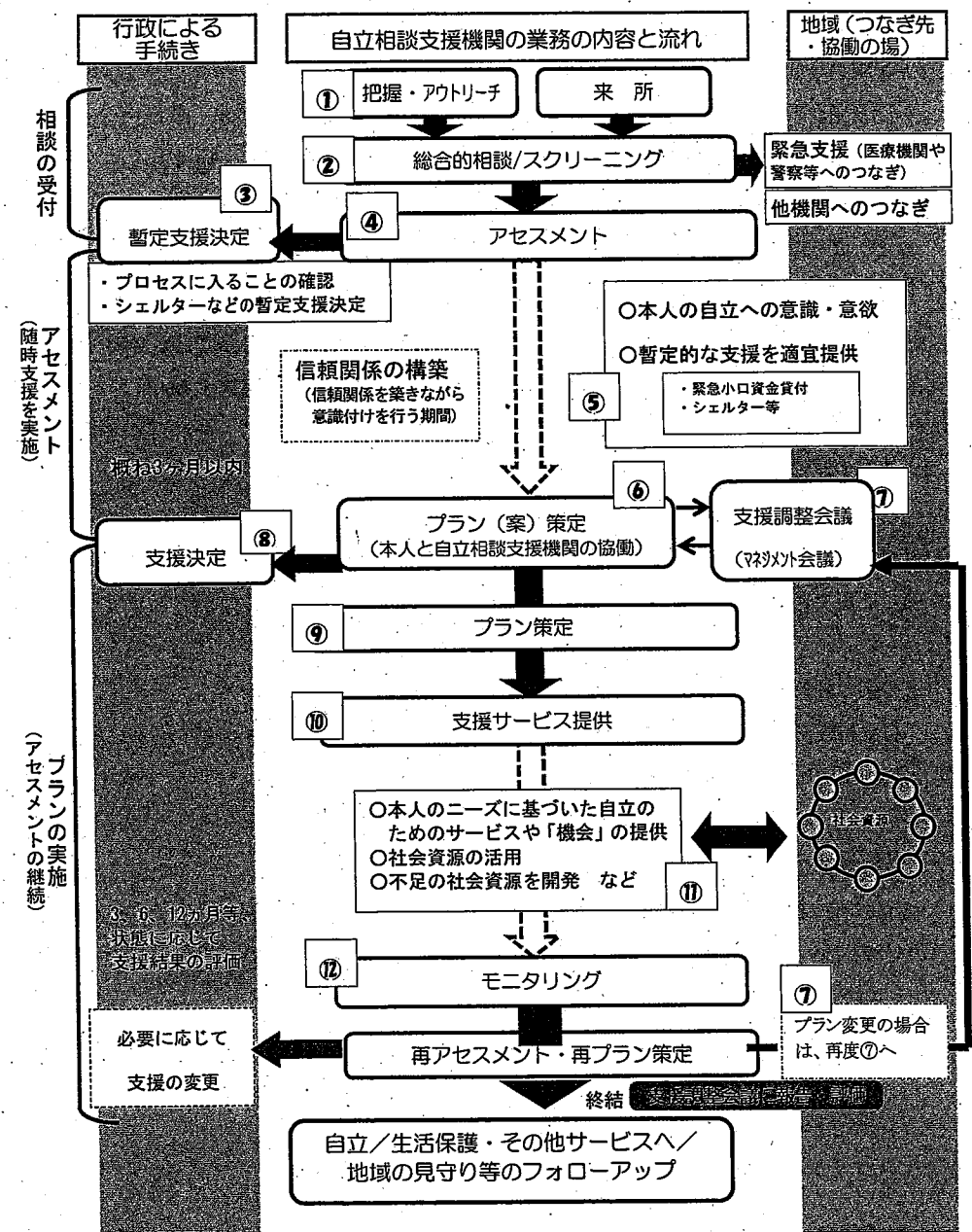
６．留意事項

（１）相談支援に当たっては、別に定めるスクリーニング様式、アセスメント様式及びプラン様式を使用することとし、支援を行う者ごとに支援台帳を作成すること。

- (2) 福祉事務所の生活保護ケース診断会議において、自立相談支援機関による支援が適当と判断されたケースについては、福祉事務所のケースワーカーと十分に連携を図り、効果的な支援を実施すること。
- (3) 福祉事務所を設置していない町村の共同設置による自立相談支援機関は、十分に都道府県の関係福祉事務所と連携を図りながら実施すること。
- (4) 個人情報の保護に十分留意すること。

(別添)

相談支援プロセスの概要



就労準備支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の中には、長期失業者であって、生活習慣等に問題があり、直ちにハローワークを利用した求職活動を行うことが困難な者や就労経験がなく、求職活動のためのノウハウもないため、まずは社会参加・職場体験を通じた訓練を受けることが必要な者など、直ちに一般就労に就くことが難しい者がいる。これらの者が一般就労に就くためには、就労意欲の喚起やその前提となる動機付けも行いつつ、一般就労に向けた基礎能力の形成など、当該生活困窮者の状態に応じたいくつかの段階を設けることが必要である。このため、生活困窮者の一般就労に向けた一貫した自立支援を実施する。

2. 事業の運営主体

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等へ委託することができる。

3. 事業の対象者

自立相談支援モデル事業における支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された生活困窮者

4. 事業の内容

就労準備支援モデル事業においては、対象者となる生活困窮者の状態に応じて、以下の支援を個人又は複数人に対して行う。

(1) 生活自立支援訓練

社会参加に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床・出勤する習慣付けを行い、また、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行い、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行う。

(2) 社会自立支援訓練

就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識と就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことやボランティア活動への参加などの訓練を行い、社会参加能力の習得を目指す。

(3) 就労自立支援訓練

継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法や知識の取得及びハローワークの利用法や面接の対応法などの訓練を行い、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指す。

5. 支援の実施期間

対象者の状態に応じ、概ね6ヶ月～1年の期間を設定する。

6. 就労準備支援担当者の配置

就労準備支援モデル事業を行う事業所は就労準備支援担当者を1名以上配置し（兼務可）、対象者の就労支援に関する以下の業務を担当する。

- (1) 生活自立支援訓練から就労自立支援訓練に至る個人ごとの支援プログラムの作成
- (2) 支援プログラムの達成状況の把握、助言指導
- (3) 一般就労に向けた相談支援
- (4) 自立相談支援機関との連絡や支援調整会議への参加
- (5) 生活支援、健康管理の指導 等

なお、就労準備支援担当者は、生活困窮者の就労支援という業務内容を考慮し、人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の知識を有する者であることが望ましい。

7. 留意事項

- (1) 就労準備支援の開始後においても、支援プログラムの達成状況について自立相談支援機関と情報を常に共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。
- (2) 就労準備支援に当たっての支援プログラムは別に定める様式を使用し、適切に管理すること。
- (3) 就労準備支援の終了は、支援プログラムの達成状況等を踏まえ、自立相談支援機関

でのアセスメントに基づき決定すること。また、自立相談支援機関の支援計画に基づき、一定期間の事後的支援も実施すること。

(4) 対象者の状況に応じ、就労自立支援訓練を受けながら、自立相談支援機関と連携し一般就労に向けた就職活動を行うことが望ましい。

(5) 就労準備支援の運営主体や実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がない場合等は、委託先事業所及び訓練の実施場所については、同一都道府県内あるいは隣接市町村までとする。

(別紙3)

「就労訓練事業の推進」モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の中には、直ちに一般就労を求めることが難しい者もあり、段階的に一般就労に向けた支援付きの訓練の場が必要である。

このような就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は担い手となる社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団法人・財団法人、営利法人等（以下「法人等」という。）の自主事業として実施することとしている。

自治体においては、就労訓練事業の育成支援を行い、生活困窮者の就労支援の多様化を図る。

2. 対象事業

就労訓練事業の推進のために地方自治体の行う次に掲げる事業。

- (1) 担い手となる法人等への「就労訓練事業」に関する啓発・研修等の実施
- (2) 地域における「就労訓練事業」のあり方の調査研究、協議会の実施
- (3) 「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援（法人等の支援職員の研修、就労訓練事業の受入に当たっての初度設備費）
- (4) その他「就労訓練事業」の推進に資する事業

3. 対象事業の運営主体

2の各号に掲げる事業について、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO）、社団・財団法人、営利法人等へ委託することができる。

4. 就労訓練事業の内容

(1) 対象者

自立相談支援機関の作成した支援計画に基づき、就労訓練事業を受けることが適当と判断された生活困窮者。

具体的には、就労準備支援モデル事業の利用を経ても、一般就労に就くことができない者や社会参加の場として利用することが適当な者などが対象となる。

(2) 支援の内容

就労訓練事業を行う事業者（以下「就労訓練事業者」という。）は、自立相談支援機関からの支援計画に基づいて受け入れた対象者について、軽易な作業等の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行う。

支援は、個人ごとの就労支援プログラムを作成し、当該プログラムに沿って就労支援担当者の指導のもとに行う。

(3) 支援の実施期間

支援は原則として2年以内とする。また、概ね6ヶ月ごとに、自立相談支援機関と十分に協議し、支援プログラムの達成状況や本人の意向や状態等に応じて支援の内容等を見直すものとする。

(4) 就労支援担当者の配置

就労訓練事業者は、就労支援担当者を1名以上配置（兼務可）し、対象者の就労支援に関する業務を担当する。

(5) ガイドラインの策定

就労訓練事業における支援の具体的な内容、対象者の労働者性の有無に関する留意事項など事業実施の詳細については、別に定めるガイドラインに沿った事業実施を行うこと。

5. 留意事項

- (1) 就労訓練事業の実施に当たっては、4の(5)のガイドラインに基づき実施することとし、各自治体においては、法人等が当該ガイドラインに沿った事業運営が行われるよう助言願いたい。
- (2) 就労訓練事業については、今後、法制化を検討しており、本モデル事業において実施したことをもって、法制度における認定等の行為が行われたこととならないものである。
- (3) 就労訓練事業者及びその実施場所は、モデル事業実施自治体や自立相談支援機関との連携等の観点から、モデル事業実施自治体の管内であることが望ましい。管内に適切な事業者がない場合等は、同一都道府県内あるいは隣接市町村までとする。

家計相談支援モデル事業運営要領

1. 事業の目的

生活困窮者の家計の再生を図るためには、金銭給付や貸付といった一時的にその経済困窮状態の解消を図るのみでは十分でない場合も多く、むしろ、家計収支全体の改善等を図る観点から、家計等に関するきめ細かな相談支援（家計相談支援）を強化し、これに併せて必要に応じ貸付につなげていく仕組みが必要である。

本事業は、相談者自身の家計を管理する力を高めるとともに、必要に応じてより円滑に貸付を受けられるよう、貸付のあっせんを行うなど、生活困窮者の家計の再生を図るための家計相談支援の制度化に資するため、実施する。

2. 事業の運営主体

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施する地方自治体が直接行う。ただし、生活福祉資金貸付事業を実施する都道府県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、貸付事業を行う消費生活協同組合などの貸付機関、及び自立相談支援機関その他生活困窮者を支援するのに適当な団体にその運営を委託することができる。

3. 事業の対象者

生活に困窮し、あるいは失業や多重・過剰債務等により、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

4. 事業の内容

家計相談支援は、生活困窮者の家計の再生を図りつつ、生活全般にわたる自立を支援するため、以下の手順で実施する。

(1) 相談の受付・課題の把握

ア 本人からの相談のほか、自立相談支援機関や貸付機関等からの依頼等により、相談を受け付ける。自立相談支援機関や貸付機関等と連携し、相談者の利便性を考慮して行う。

イ 相談により、家計及び債務の状況や相談に至った経緯を把握する。

ウ 家計が崩れた原因や家計再生の可能性を分析し、自立相談支援機関と調整の上、自立相談支援機関での支援計画の策定の必要性及び他機関との連携の必要性について判断する。

(2) 家計支援計画の策定

ア 家計表の作成に基づき、家計収支の改善や家計管理能力の向上等を図るため、具体的な家計支援計画を策定する。

イ 必要に応じて、債務整理や成年後見制度等を実施する支援機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の制度窓口を紹介し、又はこれら機関との情報共有・調整を行う。

ウ 家計の再生に当たって、貸付が必要と判断される場合は、貸付機関をあつせんする。その際、可能な限り相談者の状況に応じた貸付金額、償還計画等について貸付機関と調整を行う。

(3) 支援の実施、評価

ア 家計支援計画に基づき、家計収支の改善、家計管理の継続的な指導や相談者からの相談への対応を行う。

イ 必要に応じ、債務整理等を実施する機関、社会保障制度や公租公課に関する給付・減免等の窓口、貸付機関に同行するなど、関係機関による適切な支援を受けられるよう支援する。

ウ 相談者の状況に応じて、定期的に生活状況や家計管理の状況を把握し、必要に応じて家計支援計画の見直しを行う。

5. 支援の終了

家計相談支援の終了については、家計支援計画を評価の上、相談者の家計管理能力や債務があればその償還状況等を勘案して個別に判断すべきである。その目安は、以下の点について評価を行い判断すること。

なお、支援の終了に当たっては、自立相談支援機関と調整の上、判断すること。

(1) 相談者の家計状況が改善し、自立した生活が見込まれること。

(2) 相談者が家計管理の重要性を認識していること。

(3) 相談者が収入に応じた家計の範囲を理解し、支出品目の優先順位を付けることがで

きていること。

(4) 相談者が今後2年から3年程度の家計の見通しをもつことができていること。

6. 家計相談支援員について

家計相談支援を行う支援員は、次のいずれかに該当する者が望ましい。

(1) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

(2) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

(3) 金融機関に勤務経験を有する者

(4) 社会福祉士の資格を有する者

(5) その他(1)～(4)までに掲げる者と同等の能力を有するもの

7. 家計相談支援と自立相談支援機関等との連携について

家計相談支援モデル事業と自立相談支援機関等との連携については、家計相談支援モデル事業の委託先や家計相談支援員の配置先などの類型ごとに以下の例に応じて、円滑な連携を検討されたい。

(1) 自立相談支援機関が家計相談支援モデル事業を行う場合

ア 家計相談支援員は貸付機関と十分な連携が図れるよう、貸付制度についての理解と貸付機関の担当者とのネットワークを構築する。

イ その際、貸付機関が、自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業の支援内容を理解し、貸付相談者のうち、当該支援が必要な者は適切に自立相談支援機関の窓口につなぐよう理解を深める。

(2) 貸付機関が家計相談支援モデル事業を行う場合

ア 自立相談支援機関によるアセスメントが必要と考えられる者については、相談支援機関への連絡・情報共有を図り、自立相談支援機関で支援の必要性を判断し、それに基づき支援を行う。

イ 自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口常驻あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。

(3) 自立相談支援機関及び貸付機関以外の者が家計相談支援モデル事業を行う場合

ア 相談者の状況に応じて、自立相談支援機関及び貸付機関と迅速に連携できる体制

を構築しておく。

イ 自立相談支援機関との連携の充実を図るために、家計相談支援員を自立相談支援機関の窓口に常駐あるいは曜日単位での勤務とするなどの対応を検討する。

8. 留意事項

(1) 家計相談支援の実施に当たっては、自立相談支援機関と連携し、自立相談支援機関において生活全般に渡る総合的なアセスメント・支援計画作成を行い、これに基づき、支援が行われるよう検討すること。

ただし、緊急的な対応が必要な場合などには、家計相談支援を先行して提供することは差し支えない。なお、その場合であっても、速やかに自立相談支援機関と情報を共有し、就労支援その他の支援を自立相談支援機関が行えるよう検討すること。

(2) 家計相談支援の開始後においても、家計支援計画の達成状況について、自立相談支援機関と常に情報を共有するとともに、自立相談支援機関の定期的なアセスメントに応じた支援を行うこと。

(3) 4の(2)ウの貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。これらの公的貸付制度は、市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、これらの対象にはならない者が貸付けを受けることができるよう、公的貸付制度に加え、貸付事業を行う消費生活協同組合や貸付機関とも連携して行うことが望ましい。

(別添19)

地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領

1 目的

地域においては、そこで暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家、団体、機関によって多様なネットワークが構成されている。このようなネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の様々な行事に気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解や見守り・支え合いなど安心して生活できる環境を構築し、中国残留邦人等の社会的自立を促すことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。ただし、都道府県が地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領3(1)から(4)の事業を実施する場合は、特定の指定都市、中核市又は市区町村(以下「市区町村」という。)を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置すること。また、地域の実情に応じ適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 地域住民に対する広報活動事業

地域福祉の中核を担う民生委員、自治会長、老人クラブ会長等や地域の事業主から地域の状況に応じた中国残留邦人等の支援事業に協力を得られるよう、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を求める又は職場での受入れを求める等の説明会や催し等の広報活動を行う事業。

(2) 支援リーダーの配置

地域における交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者(支援リーダー)に対して活動費及び必要に応じて通訳を同席させるなどネットワークの構築を支援する事業。

ア 配置

支援リーダーは、中国残留邦人等が居住する地域に適宜配置できる。

イ 資格

自治会の会長等で地域における活動主体や住民と調整を図れる者

ウ 職務

支援リーダーは、地域における様々な活動と中国残留邦人等のニーズを把握し、活動主体や地域住民と調整を図り、中国残留邦人等が地域の交流事業等に気軽に参加できる仕組みを構築する。

(3) 地域で実施する日本語交流事業への支援

地域の様々な世代の方々や中国残留邦人等同士の交流を通じて、日常会話レベルの日本語習得の支援や、地域での孤立を防止することを目的とした事業。

(4) 関係職員等研修・啓発事業

実施主体職員等の資質向上を目的とし、地域の状況に応じた支援を実施するために必要となる研修会等の実施や各種研修会への参加を支援する事業。

4 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(別添20)

身近な地域での日本語教育支援事業実施要領

1 目的

帰国後、相当年数が経過しても日本語の習得が思うように進まず、地域社会で生活する上で日本語による意思疎通が十分にできずに、地域住民と交流が進まない一世、及び希望する仕事に就けない、あるいは、職場において十分に自らの能力が評価されていないといった不満を抱いている二世・三世に対し、生活圏内又はその周辺にある日本語教室等を活用して日本語を学習する機会を提供することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。
なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、地域の実情に応じ適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 日本語教室の開催に必要な経費の支援

日本語が不自由な中国残留邦人等が日本語学習を希望する場合に生活圏内又はその周辺に所在するボランティア等が実施する日本語教室を紹介するとともに、日本語教室に対しては、安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、事業主体に対して援助を行う。

(2) 民間日本語学校利用時の受講料等支援

民間日本語学校利用者に対して、入学金及び受講料の一部援助を行う。

4 実施上の留意事項

(1) 対象

ア 「日本語教室の開催に必要な経費の支援」の対象事業

次の者が受講中又は受講予定の実施主体が主催する日本語教室とする。

なお、日本語教室の授業の一環で行う交流事業についても対象とする。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者及び法施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する親族等で本邦に永住帰国した者

- イ 「民間日本語学校利用時の受講料等支援」の対象者
上記に掲げる者とする。

(2) 援助の対象経費

- ア 「日本語教室の開催に必要な経費の支援」
日本語教室等開催に必要な経費のうち、厚生労働省が認めた経費とする。
- イ 「民間日本語学校利用時の受講料等支援」
民間日本語学校利用時に必要な経費のうち、入学金及び受講料の合計額のうち厚生労働省が認めた額とする。

(3) 日本語能力の目標達成

実施主体は、利用者の日本語能力の目標を把握し、各ブロックに設置している中国帰国者支援・交流センターの日本語指導員と連携しながら、目標達成に向け助言すること。

(4) 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(別添 2 1)

自立支援通訳等派遣事業実施要領

1 目的

永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって帰国がかなわず、帰国後も言葉、生活習慣等の相違から、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等に自立支援通訳、自立指導員、就労相談員を派遣及び巡回健康相談を実施して、必要な助言、指導等を行う。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。

なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、地域の実情に応じ適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

自立支援通訳、自立指導員、就労相談員及び巡回健康相談員（以下「自立支援通訳等」という。）が、実施主体担当課（以下「担当課」という。）の指示により次の業務を行い、自立支援通訳等相互の連携と協力を図るとともに、福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関と連携し、中国残留邦人等支援の実効を上げる事業。

(1) 自立支援通訳派遣事業

- ア 巡回健康相談を受ける場合に通訳を行うこと。
- イ 医療機関で受診する場合に通訳を行うこと。
- ウ 支援給付実施機関等の関係行政機関から、援助を受ける場合に通訳を行うこと。
- エ 学校生活上生じた問題や進路について相談する場合に通訳を行うこと。
- オ 介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合に通訳を行うこと。
- カ 一時帰国旅費の支給を受け一時帰国した場合に通訳を行うこと。
- キ 別に定める「職場体験学習実施要領」により実習を受ける場合に通訳を行うこと。
- ク 自らの業務に必要な技能・技術及び知識の向上を図るため、公共職業能力開発施設認定職業訓練を実施する施設及び都道府県知事から職場適応訓練の実施を委託された事業所で実施する短期間の訓練課程を受講する場合に通訳を行うこと。

(2) 自立指導員派遣事業

- ア 日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な援助を行うこと。
- イ 支援・相談員、自立支援通訳及び福祉事務所等と緊密な連絡を保ち、必要に応じて福祉事務所等の窓口に同行して仲介するとともに必要な意見を述べること。
- ウ 日本語の指導、日本語教室等日本語補講についての相談及び手続の介助を行うこと。
- エ 職業訓練施設で受講している際に係る諸問題の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、円滑かつ効果的な職業訓練が行われるよう援護措置を講じ、もって技能習得後の雇用安定が図られるよう配慮すること。
- オ 自立指導員は毎月1回適宜の方法により業務の状況を取りまとめ担当課に報告すること。

(3) 就労相談員派遣事業

- ア 地域ごとに巡回して就労相談、指導を行うこと。
- イ 日本の労働事情、雇用慣行及び地域の職業事情について説明を行うこと。
- ウ 適正を見極め、個々の実情にあった職業を選択し指導すること。
- エ 個別的就労指導のため公共職業安定所、企業等へ引率すること。
- オ 既に就労している者に対して、安易な離職を防ぐための相談、指導を行うこと。
- カ 企業等の雇用主、人事担当者に対して就労希望者の状況について説明し、職場開拓を行うこと。
- キ 就労に関する情報提供を適宜行うこと。
- ク 就労相談員は毎月1回適宜の方法により業務の状況を担当課に報告すること。

(4) 巡回健康相談の実施

- 地域巡回、個別訪問等の方法により次に掲げる事項について、相談に応じるとともに、必要な助言及び指導を行うものとする。
- なお、実施に当たり担当課は、事前に対象世帯に通知する。
- また、対象世帯から同意を得た場合には、担当課は医師又は看護師、保健師等に当該者の健康医療等に関する情報を提供できる。
- ア 医療機関の受診指導と利用方法等のこと
- イ 行政機関が行う検診及び予防接種のこと
- ウ 健康管理、食生活、栄養、生活衛生等のこと
- エ リハビリテーション、在宅介護等のこと

4 派遣対象世帯

次に掲げる者が属する世帯のうち、実施主体の長が派遣を必要と認めた世帯とする。(ただし、(2)については、同行して一時帰国した者のみを同

一世帯に属する者とする。)

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者及び法施行規則(平成6年厚生省令第63号。)第10条に規定する親族等で本邦に永住帰国した者。

- (2) 法第2条第1項に規定する者であって、本邦に一時帰国した者(自立支援通訳派遣に限る。)

5 自立支援通訳等の選任

実施主体の長は必要に応じて自立支援通訳等を選任することとし、概ね次の要件を備えている者のうちから自立支援通訳等としてふさわしい者を選任するものとする。

なお、同じ者が複数の職を兼務しても差し支えない。

(1) 自立支援通訳

- ア 中国語又はロシア語と日本語との通訳の能力を有すると認められること。
- イ 中国残留邦人等の援護に関し、理解と熱意を有すること。

(2) 自立指導員

- ア 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に協力すると認められる民間の篤志家。
- イ 中国語又はロシア語が理解できる者
なお、日本語指導を担当する自立指導員については、必ずしも上記の要件を備えていることを必要としない。
- ウ 自立指導員の数は、対象世帯の実態及び地理的条件等を勘案の上、実施主体の長が定めるものとする。

(3) 就労相談員

- ア 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に取り組むものと認められる者。
- イ 地域の職業事情に精通している者。
- ウ 労働法規等を理解している者。
- エ 中国語又はロシア語が理解できる者。
ただし、エの要件については、ア～ウの要件を十分に備えている場合には、不可欠の要件としない。

(4) 巡回健康相談員

中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に取り組むものと認められる医師、看護師及び保健師等。

6 自立支援通訳等の派遣期間等

派遣回数、期間等は、当該対象世帯の自立状況等により弾力的に運用する。

7 自立支援通訳等の留意事項

実施主体の長は、自立支援通訳等に対し、次の留意事項を徹底し遵守させなければならない。

(1) 自立支援通訳等は、業務を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならないこと。

(2) 自立支援通訳等は、業務を行うに当たって、担当課と緊密な連絡を保たなければならないこと。

8 自立支援通訳等の解任

実施主体の長は、自立支援通訳等が次のいずれかに該当する場合には、解任することができるものとする。

(1) 業務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められた場合

(2) 自立支援通訳等としてふさわしくない行為があったと認められた場合

9 自立支援通訳等に対する手当等

実施主体の長は、自立支援通訳等に対し、手当及び活動費（交通費）を支給できるものとする。また、自立指導員派遣事業及び就労相談員派遣事業の業務を行う者に対し、活動推進費を支給できることとし、その基準等は別に定めるところによるものとする。

10 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(別添22)

中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領

1 目的

本事業は、中国残留邦人等に対して個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。

なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、地域の実情に応じ適切な事業運営が確保できると認められる民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 個別支援メニューの例

(1) 拠点施設を活用した支援

ア 日本語教室等通所（学）活動推進

中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語等各種学習、交流事業及び生活相談の紹介とあわせを行い、通所（学）に必要な交通費及び教材費の支給を行う。

イ 自学自習者に対する相談等

自学自習者のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスをを行い、学習に必要な教材費の支給を行う。

(2) 地域のネットワークを活用した支援

ア 地域で実施する交流事業

地域において開催されている様々な交流活動や催し物を紹介する。

イ 地域での日本語教室等

(ア) 民間日本語学校の紹介

地域で開講している民間の日本語学校を紹介する。

(イ) ボランティア日本語教室の紹介

地域において、ボランティア団体等が開催している日本語教室を紹介する。

ウ 就労に役立つ資格取得支援

就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った資格取得のための各種学校法人等を紹介し、入学金、学費及び資格試験受験料を援助する。

(3) 親族訪問(訪中支援)

親族訪問及び墓参等のため一定の期間、中国等に渡航する場合にその渡航中は生活扶助費を継続支給するとともに、渡航費用は、収入認定しない。

(4) その他

ア 生活保護受給者等の就労による自立促進

生活保護受給者であって就労による自立を目指す者に対し、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行う。

イ その他、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業を援助する。

4 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

※ 本事業は、「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラムについて」(平成19年3月30日社援発第030007号)に基づき実施するものである。

(別添23)

支援給付適正実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、支援給付の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村(町村については福祉事務所を設置している町村に限る。)とする。

3 事業内容

(1) 診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は嘱託職員の雇用等により、支援給付にかかる診療報酬明細書の資格審査、内容点検(単月・縦覧)を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

(2) 居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、支援給付受給者のケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護支援給付の適正な給付を図る。

(3) 収入資産状況把握事業

支援給付にかかる収入申告書の徴取や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

(4) 業務効率化事業

支援給付事務の効率化を図るため、IT活用を支援する事業。

4 その他

上記3(1)の「診療報酬明細書点検等充実事業」の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 診療報酬明細書の資格審査、内容点検(単月・縦覧)は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。

イ 事業の実施にあたっては、四半期ごとに「対象件数」、「点検種類ごとの点検件数」を厚生労働省に報告すること。